

松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金 のご案内

1 対象事業等について

国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」実施要領 別紙1 脱炭素先行地域づくり事業のうち、下記に示す設備等

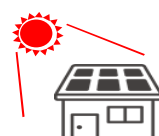
対象事業の内容	対象設備	交付要件	交付率	対象経費
再エネ設備整備	太陽光発電設備	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙1 のとおり	2/3	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表1 のとおり
	熱利用設備 (バイオマス熱利用) 薪ストーブ			
基盤インフラ整備	蓄電池		2/3 ※上限あり	
省CO2等設備整備	既存住宅断熱改修		2/3	
	高効率換気空調設備			
	高効率照明機器 (LED)			
	高効率給湯器	2/3		

※ 対象設備ごとに交付要件が異なります。詳しくは、【**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙1**】をご覧ください。

※ **交付決定前に設置工事等に着手しているもの、中古品を設置するものは、補助対象外**です。

2 補助対象者について

- ・脱炭素先行地域に選定された地域（**乗鞍高原地域**）において対象事業を行う方
- ・市税を滞納していない方



3 申請受付期間

2023年2月10日までに実績報告ができる事業を申請してください。

※ 実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに提出してください。



4 申請方法

申請書、必要な添付書類等をご用意のうえ、必ず**着工前**に環境・地域エネルギー課又は安曇地区地域づくりセンター（安曇支所1階）まで、お持ちください。

必要書類等の内容、様式のダウンロード、その他詳しくは松本市HPをご確認ください。

〈問い合わせ先〉

松本市 環境・地域エネルギー課
（市役所東庁舎4階）
〒390-8620 松本市丸の内3-7
電話：0263-34-3268

サイト内検索

乗鞍脱炭素

検索

●松本市ホームページ内で検索

